



品監発第24号
令和3年3月19日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島田 幸太郎
同 森井 じゅん
同 本多 健信
同 高橋 伸明

令和2年度一般監査の結果について（報告）

地方自治法および品川区監査基準の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第1 監査の主眼点

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、各事務事業が同法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- 1 収入の確保が適正に行われているか。
- 2 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- 3 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- 4 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 5 財産の管理が適正に行われているか。
- 6 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- 7 従前の指摘事項が是正されているか。

第2 監査委員の関与

現監査委員 島田 幸太郎、森井 じゅん、本多 健信、高橋 伸明は、令和2年8月27日から令和3年2月26日までに実施した全ての監査に関与した。

第3 定期監査（所管別監査）の実施

- 1 実施期間
令和2年8月27日から令和3年2月26日まで
- 2 対象期間
(1) 令和元年度
(2) 令和2年度（監査実施日まで）

3 対象部局

(1) 区長部局（次に掲げる施設を含む。）

ア 地域センター4カ所（荏原第一、荏原第二、荏原第五、八潮）

イ 文化センター1カ所（東品川）

(2) 教育委員会事務局

(3) 区議会事務局

(4) 選挙管理委員会事務局

(5) 監査委員事務局

4 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年4月7日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、例年5月および6月に実施する庁内各課等を対象とする書面監査は、令和2年10月以降に延期して実施した。

また、例年10月から12月までに実施する児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設、幼稚園、小学校、中学校および義務教育学校を対象とする書面監査は、区内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、今年度中の実施を中止した。

第4 定期監査（所管別監査）の結果

まず、はじめに、区の新型コロナウイルス感染症への対応について所見を述べる。令和2年1月に国内で初の感染者が確認されてから今日に至るまで、各部局では事務事業の中止や変更への対応に追われる中、区独自のPCR検査センターの開設および運営、区民に対する国の特別定額給付金や区独自の「しながわ活力応援給付金」の給付、区内中小事業者に対する経営相談や融資あっせんなど様々な取組みについて、組織の枠を超え全庁一丸となって実施にあたってきた。尽力された全ての職員へ感謝の意を表したい。今後も引き続き感染拡大の防止策を講じながら各事務事業の執行にあたられたい。

次に、監査の結果についてである。上述のとおり、各事務事業においては新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、概ね適正に執行されていた。しかしながら、次のような不適切な事例も見受けられたため、今後は十分に留意されたい。

《区長部局》

1 収入事務について

(1) 令和元年9月分から翌年2月分までの保育園保育料について、免除とすべき対象者から445,800円を徴収したため、後日還付がなされている。適切な事務執行に努められたい。（保育課）

(2) 収納金の取扱いについて、令和2年1月16日分の衛生手数料等の収納金を取りまとめた際、300円の余剰金が発生している。適切な事務執行に努められたい。（生活衛生課）

2 契約事務について

品川区契約事務規則第 45 条の規定により徴することとされる請書について、主管課契約に係る請書の裏面を確認したところ改正前の約款（契約条項）が印刷されているものが一部見受けられる。最新の約款を使用するよう徹底されたい。

（地域活動課、商業・ものづくり課）

3 支出事務について

- (1) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項の規定によれば、対価の支払の時期は検査を終了した後相手方からの適法な支払請求を受けた日から 30 日以内の日とされており、この規定は地方公共団体のなす契約についても準用するとされている。

今回の監査では同法に規定する支払遅延の事例は見受けられなかったものの、次に掲げる支払については、検査検収から適法な請求を受けて支払うまでに相当の期間を要している。速やかな支払に努められたい。

ア 平成 31 年 4 月 1 日付け契約書「時事通信社インターネット行政情報サービス利用」に係る令和元年 7 月分から 9 月分までの利用料 486,000 円の支払
（検査検収日 令和元年 10 月 1 日、支払希望日 令和 2 年 1 月 9 日）

イ 令和元年 8 月 9 日付け契約書「みんなで走ろう！fun run & walk 運営委託（単価）」に係る同年 11 月分の委託料 56,100 円の支払
（検査検収日 令和元年 12 月 2 日、支払希望日 令和 2 年 4 月 6 日）

ウ 平成 31 年 4 月 1 日付け契約書「携帯音声翻訳機通信利用」に係る令和 2 年 1 月分の利用料 17,600 円の支払
（検査検収日 令和 2 年 2 月 3 日、支払希望日 令和 2 年 4 月 24 日）

エ 令和元年 7 月 11 日付け契約書「長寿お祝い事業区内共通商品券等封入・作業委託（単価）」に係る委託料 116,986 円の支払
（検査検収日 令和元年 9 月 6 日、支払希望日 令和元年 12 月 18 日）

オ 平成 31 年 4 月 1 日付け契約書「大崎高齢者多世代交流支援施設火災通報装置保守点検委託」に係る令和元年 8 月分の委託料 17,280 円の支払
（検査検収日 令和元年 9 月 2 日、支払希望日 令和 2 年 2 月 27 日）

カ 令和元年 11 月 13 日付け契約書「障害児者総合支援施設害虫生息調査・駆除委託」に係る同年 12 月分の委託料 38,500 円および令和 2 年 1 月分の委託料 38,500 円の支払
（令和元年 12 月分の検査検収日 同年 12 月 25 日、令和 2 年 1 月分の検査検収日 同年 1 月 29 日、両方の支払希望日 同年 4 月 23 日）

キ 令和元年 12 月 2 日付け請書「日曜粗大持込受付業務および月曜搬出作業委託（12 月 29 日・30 日分）」に係る委託料 85,800 円の支払
（検査検収日 令和元年 12 月 30 日、支払希望日 令和 2 年 4 月 30 日）

（ア 企画調整課、イ スポーツ推進課、ウ 子ども家庭支援センター、エ 福祉計画課、オ 高齢者地域支援課、カ 障害者福祉課、キ 品川区清掃事務所）

- (2) 次の支払について、誤った債権者に支払ったため後日戻入がなされている。支払にあたっては債権者の確認を徹底されたい。
- ア 令和2年2月分の「要介護認定調査業務委託料（区外分）」の支払（1件分4,400円）
- イ 令和元年6月分の「公害健康被害認定患者主治医診断報告書等の作成料」の支払（1件分3,996円）（ア 高齢者福祉課、イ 健康課）
- (3) 国民健康保険の保険給付費の支払について、平成28年12月15日付けで被保険者から「国民健康保険保険給付費差額支給申請書」を受理していたにもかかわらず事務処理を失念し、令和2年2月18日まで保険給付費の差額分49,655円の支給がなされていない。適切な事務執行に努められたい。
(国保医療年金課)
- (4) 平成31年4月1日付け契約書「産後ケア（宿泊型）事業実施委託（単価）」について、区と受託者双方の確認不足により同年4月分の実績の報告が漏れていたことにより検査検収が遅れたため、令和元年8月29日に委託料108,000円の支払が行われている。支払にあたっては受託者へ実績の確認を徹底し、速やかな支払に努められたい。
(品川保健センター)
- (5) 平成31年4月1日付け契約書「外来種（アライグマ・ハクビシン）捕獲処分業務委託（単価）」について、令和元年5月分の委託料125,280円の支払の際、請求書記載の金額（130,140円）が誤っているにもかかわらずそのまま支払い、後日差額分4,860円の戻入がなされている。支払にあたっては請求金額の確認を徹底されたい。
(環境課)

4 現金の管理について

- (1) 品川区公金等の管理に関する取扱基準第3条第1項の規定によれば「公金等は、金庫に保管しなければならない」とあるが、有料駐車場使用料に係る前渡金が金庫によらず施錠可能なキャビネットにて保管されている。公金の管理には万全を期されたい。
(文化観光課)
- (2) 前渡金の精算残金について、品川区会計事務規則第85条の2第1項の規定によれば「前渡金の精算残金は、直ちに指定金融機関派出所または公金収納取扱店に納付しなければならない」とあるが、令和2年4月6日付けで審査がなされた同年3月分の有料駐車場使用料の精算残金10,180円が同年5月12日に納付されるまで1カ月もの間、課内金庫にて保管されている。精算後の速やかな納付に努められたい。
(建築課)

5 指定消耗品の管理について

品川区物品管理規則第 25 条に規定する指定消耗品（郵券、定額小為替、収入印紙、商品券その他これらに類するものをいう。）の管理について、次のとおり不適切な事例が見受けられる。

なお、下記（1）の事例を受けて、会計管理室は各部局に対し令和 2 年 11 月 17 日付け事務連絡「指定消耗品の適正な管理の徹底について（通知）」により、適正な管理を徹底するよう通知しているところであるが、商品券などの指定消耗品を亡失することは、区民からの区に対する信頼を損なう行為であることを改めて認識するとともに、全ての職場において再発防止への取組みを徹底されたい。

- (1) 「品川区内共通商品券」を 30,000 円分亡失した。 (大井保健センター)

- (2) 「カタログギフト申込はがき」について、消耗品受払簿への記帳残高と現品数が一致しない。 (荏原保健センター)

- (3) 消耗品受払簿に「定額小為替」に係る記帳がなされていない。 (品川区清掃事務所)

- (4) 消耗品受払簿への記帳に対する課長までの決裁（押印）が一部なされていない。 (税務課、国保医療年金課、防災課)

- (5) 令和元年度分の消耗品受払簿に「翌年度繰越」の記帳がなされていない。
(広報広聴課、地域活動課、戸籍住民課、スポーツ推進課、保育課、国保医療年金課、生活衛生課)

《教育委員会事務局》

1 支出事務について

(1) 小学校プール安全管理補助員に対する報償費の支払について、浅間台小学校からの実績報告書兼請求書の提出が遅れたため、令和元年6月分、7月分および9月分の報償費計12,000円の支払が令和2年3月2日まで行われていない。実績報告書兼請求書の速やかな提出を徹底するよう改めて各学校に対し周知されたい。(学務課)

(2) 次に掲げる支払については、検査検収から適法な請求を受けて支払うまでに相当の期間を要している。速やかな支払に努められたい。

ア 平成31年4月22日付け請書「(印刷)ワンミニッツエクササイズリーフレット」に係る代金194,600円の支払

(検査検収日 令和元年5月10日、支払希望日 同年7月9日)

イ 平成31年4月1日付け契約書「データベースサービス(TKCローライブラリー)利用契約」に係る同年4月1日から令和元年9月30日までの利用料151,632円の支払

(検査検収日 令和元年10月1日、支払希望日 令和2年1月10日)

(ア 教育総合支援センター、イ 品川図書館)

2 事務の執行方法について

品川区文書取扱規程第15条第1項の規定によれば「文書は、常に整理し、必要なときは直ちに取り出せるよう所定の場所に保管し、または保存しておかなければならない」とあるが、平成31年4月1日付け契約書「和楽器による音楽教育の実施に関する事業委託(単価)」および令和元年6月11日付け請書「情報モラル研修委託」を当年度中に紛失し、再度作成されている。同規程に則り適切な文書管理を徹底されたい。(教育総合支援センター)

3 指定消耗品の管理について

消耗品受払簿への記帳に対する課長までの決裁(押印)が一部なされていない。指定消耗品の適正な管理を徹底されたい。(品川図書館)

《区議会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《選挙管理委員会事務局》

指摘すべき事項は認められない。

《監査委員事務局》

指摘すべき事項は認められない。

第5 工事監査の実施

1 実施期間

令和2年9月29日から令和3年2月26日まで

2 対象工事

南ゆたか保育園・児童センター改築工事

3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項について、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに調査を依頼した。

第6 工事監査の結果

1 監査対象の概要

計 画 場 所：品川区豊町四丁目17番21号

現場確認日：令和3年1月28日

経 緯： 複合施設である南ゆたか保育園および南ゆたか児童センターは、昭和46年に建設された築45年超えの建物であり老朽化が進行していた。近隣の旧荏原第四中学校跡地を保育園の仮設園舎の敷地として確保できたこと、また、児童センター機能も近隣のゆたか児童センターを利用できたことから、既存敷地に当該複合施設の改築工事を実施することとなった。

工 事 概 要：主要用途：保育園・児童センター

構造種別：鉄筋コンクリート造

規 模：地上3階、地下0階

建物高さ：14.423m

敷地面積：840.10 m²

建築面積：498.21 m²

延床面積：1,268.50 m²

工 事 経 費：別表のとおり

<別表>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委 託	南ゆたか・一本橋保育園複合施設改築工事基本・実施設計業務委託	18,880,000	H29.10.12～ H31.3.29
	南ゆたか保育園・児童センター改築工事監理等業務委託	40,238,000	R1.7.11～R3.2.26
工 事	南ゆたか保育園・児童センター改築工事	892,100,000	R1.7.11～R3.2.26
	南ゆたか保育園・児童センター改築電気設備工事	165,220,000	R1.7.16～R3.2.26
	南ゆたか保育園・児童センター改築機械設備工事	109,054,000	R1.7.16～R3.2.26
合 計		1,225,492,000	

※工事・委託とも最終契約金額である。

2 監査の結果

計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等はいずれも適切な内容となっている。

まず、はじめに、既存建物からの改善点である。改築前は利用者から保育園と児童センターの出入口が分かりづらいとの意見があったことから、道路正面に設けた保育園の出入口と明確に区分した上で、児童センターへは、建物脇の通路から階段またはエレベーターを利用しアプローチする設計とし、それぞれの利用者の動線が交錯しないよう気配りがなされている。

次に、近隣への対応である。計画段階から、騒音対策として屋上広場に防音フェンスを設置、伐採せざるを得ない既存の桜の大木に代わり3本の桜を植樹、駐輪場の敷地内設置や駐輪台数の増設等近隣に対して十分に配慮したものとなっている。

さらに、外装を維持コストが安価な塗装仕上げ、空調設備を電気式ビルマルチ方式、換気設備を全熱交換方式とするといった費用対効果を十分に考慮している点においても本工事は高く評価できる。

その他にも、保育園の玄関ホール壁面に多摩産材の板張りを使用し、環境への配慮がなされている一方で、意匠性を考慮した壁面のタイル貼りやトイレ等、子どもたちが楽しく過ごせるよう工夫が施されている。

今後も、保育園と児童センターの改築および大規模改修が予定されているが、今回の狭小敷地における本工事を例に、法令上（日影等）の規制や工法の選択等様々な制約を受けることも想定される。しかしながら、これらの制約に起因する課題を克服し実施に至った本工事は、保育園や児童センター、さらには複合施設の改築に資するモデルケースとなり得るに違いない。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事あるいは改築後の維持管理において、十分留意されたい。

(1) 設計・施工後の対応について

屋上排水勾配、床下ピット、外壁断熱仕様、斜壁防水といった施工段階においてより詳細に検討を行った箇所、また、3階の屋外機置場に設けられた排水口等、当初の設計図面から変更された内容については、現状に合わせて竣工図に明示されたい。

なお、床下ピットの点検時の注意事項（酸素濃度測定等）など維持保全に係る項目については、確実に申し送りされたい。

(2) 狭小敷地における設計について

狭小敷地の建物は各部の納まりが複雑になることが多い。設計にあたっては、排水、ピット、防水等に注意するなど、各部の納まりの整合性を今後も引き続き確認するよう努められたい。

(3) 複合施設の建設および建物の維持管理について

複合施設の建設にあたり最も重要なことは、それぞれの施設の利用者からのニーズを汲み取り建物に反映することである。今後も、本工事を参考に、建設を担当する部署と管理運営を担当する複数の部署が連携し、利用者からの要望に沿った施設建設に努められたい。

また、竣工後、管理運営を担当する部署は、植栽も含めた定期的・計画的な保守点検および修繕により本建物の適正な維持管理に努められたい。